

**博士学位論文 審査要旨**

**金 慧 氏**

**論文題目**

**判断力と公開性を中心とするカントの政治理論の研究**

**2013年7月3日**

**早稲田大学大学院 政治学研究科**

## 1. 審査実施の概要

下記のように、2013年4月8日に提出され、4月17日に受理された、金慧氏の博士学位請求論文「公開性と判断力を中心とするカントの政治理論の研究」を審査した。

日時：2013年6月1日 12:50-15:00

場所：8号館 501室

審査委員：(主査) 齋藤純一 早稲田大学大学院政治学研究科 教授

(副査) 谷澤正嗣 早稲田大学大学院政治学研究科 准教授

(副査) 御子柴善之 早稲田大学大学院文学研究科 教授

## 2. 論文の構成

本論文はA4版1段組113頁からなる。構成は以下の通りである。

目次

序章

第1節 本研究の目的と先行研究の位置づけ

第2節 本研究の課題と意義

第3節 各章の概要

第1章 カントとアーレントの判断力論

第1節 問題の所在

第2節 構想力の総合

第3節 図式機能と包摂

第4節 再現前化としての構想力

第5節 趣味判断における共通感覚

第6節 アーレントの判断力論

第7節 判断の一般的妥当性

第8節 結語

第2章 伝達・応答・公開性

第1節 問題の所在

第2節 理性の公共的使用

第3節 定言命法

第4節 公開性

第5節 伝達と応答の二つの次元

第6節 結語

### 第3章 カントとロールズにおける自律と自己尊重

第1節 問題の所在

第2節 尊敬——感情と義務

第3節 自己尊重の二つの側面

第4節 卑屈と高慢

第5節 自己尊重と規範

第6節 ロールズにおける自己尊重／自己評価

第7節 結語

### 第4章 政治的自律と社会保障

第1節 問題の所在

第2節 法の正当性

第3節 言論の自由

第4節 政治的自律

第5節 社会保障

第6節 結語

結論

初出

文献

## 3. 論文の概要

本論文の目的は、カントの政治理論を、他者とのコミュニケーションを通じた行為規範(法規範)の正当化の探求として解釈することにある。他者とのコミュニケーションには、判断形成過程における仮想的な他者との判断の比較と、現実の他者との意見交換という二つの次元がある。前者については、第1章の『判断力批判』の解釈によって示され、後者については、おもに第2章・第4章が論じる「理性の公共的使用」「公開性」「言論の自由」などの構想の解釈によって示される。

第1章「カントとアーレントの判断力論」は、カントの『判断力批判』とハンナ・アーレントによるその解釈を構想力という概念に注目して分析することを目的としている。まず、カントが『純粹理性批判』で論じた規定的判断力における構想力の機能が分析され、構想力には特殊なものを普遍的なものに包摂する役割が与えられていることが確認される。これに対してカントが『判断力批判』で展開する反省的判断力論においては、予め普遍が与えられておらず、判断者は特殊を包摂すべき普遍を探し求めなければならないとされている。本論文は、この相違を確認したうえで、アーレントの解釈する

判断力論をとりわけ「共通感覚」、「範例」という概念に注目して分析し、アーレントとカントそれぞれの判断力論の異同を明らかにするとともに、彼女の判断力論が規定的判断力と反省的判断力の区別を曖昧にしかねない議論であることを指摘する。

カントとアーレントの判断力論にはいくつかの点で明確な相違があるものの、判断力の格率である「他のあらゆるひとの立場に立って考えること」に着目するアーレントの解釈にしたがうならば、普遍的妥当性を有する判断を形成する際の障害となる「主観的な要素の捨象」は、仮想的な他者との立場交換を手段とするほかない。それゆえ、本論文は、カントが論じる判断形成の過程において、主観的制約を意識化させる他者との仮想的なコミュニケーションが前提とされている、と論じる。

第2章「伝達・応答・公開性」は、判断形成においてはあくまで仮想的であった他者とのコミュニケーションが現実の他者とのコミュニケーションとどのような関係にあるのかを考察する。現実の他者とのコミュニケーションについてのカントの考察が展開されているのは、「理性の公共的使用」や「公開性」、「言論の自由」についての構想においてである。本論文は、まず「理性の公共的使用」を分析し、これが何らかの組織や機構が定める規則を前提とせずに理性を行使すること、さらに反論する他者に対して「自ら自身の人格」において応答する責任の観念を含んでいると指摘する。本論文は、次いで、こうした議論とカントの倫理学との関係を取りあげる。カントは、自らの格率をあらゆる人間が採用しうるという格率の普遍化可能性に道徳性の規準を求めた。ところが、普遍化テストはたんに論理的一貫性を要求するにすぎないため、さまざまな欠点をもつことがこれまで指摘されてきた。しかしながら、定言命法をただ論理的な水準でのみ適用する場合に生じるこうした欠点を補う議論もまた、カント倫理学のなかに見出すことができる。本論文は、それが「人間性」についての議論であり、これにしたがえば、定言命法においては論理的首尾一貫性のみが求められているのではなく、目的を設定する能力の相互的な尊重が求められていると論じる。

定言命法にみられるこれら二つの要素は、公開性の原理にも見出される。カントは、立法理由の非公開はそうした法が不正であると推定するだけの根拠を与えると述べている。しかしながら、非公開であることが不正と推定するための根拠になるとしても、公開されることが法に正当性を与えるわけではない。本論文は、立法理由を公開することそのものが有する規範的効果を分析し、公開性は他者に受容可能な理由を要求するという解釈を提示する。

これらの分析を踏まえて第2章の最後の節では、現実のコミュニケーションと判断形成過程あるいは思考過程における仮想的な他者とのコミュニケーションとの関連が分析される。その結果明らかにされるのは、自らの意見を他者に対して正当化するために

は、それに先立って判断形成過程あるいは思考過程における仮想的なコミュニケーションによって正当化可能性(受容可能性)を確保しなければならないということ、翻って、現実の他者との意見交換は、仮想的なコミュニケーションの条件をなしているということである。それゆえ他者とのコミュニケーションは、人格内と人格間の二つの次元において存在し、両者は互いに一方が他方を前提とする相補的な関係を有している、と本論文は主張する。

第3章は、カントによる道徳的自律の構想を自己尊重という概念に焦点を当てて考察する。この章が道徳的自律を論じる目的は、第4章で取り上げられる政治的自律との比較を行うためである。自己尊重の概念を明らかにするために、これと類似した概念ではあるもののカントにおいて決定的に異なる価値をもつ自己評価との比較検討が行われる。自己尊重が、自らが道徳的に行行為する可能性を有することに対する尊重であるのに對して、自己評価の対象はある特定の社会や文化における価値基準によって評価される自らの過去の行為や業績である。

本論文は、この暫定的な定義から出発して、カントが挙げる卑屈や高慢といった態度や感情を分析することによって、より詳細に自己尊重と自己評価について考察を加え、自己尊重はあくまで自分自身を拘束する義務であり、たとえ道徳的に行行為することができなかつたとしても、自らが潜在的に有する道徳的行為の可能性を尊重するよう課す義務であると論じる。こうした義務に対する自覚、すなわち義務意識をカントは「人間性の権利」とも呼ぶ。これは自らを目的それ自体として扱い、傾向性や欲望、あるいは他者の目的の手段としてのみ用いてはならないという義務である。第4章で扱われる政治的自律と道徳的自律の共通性はこの「人間性の権利」にある。政治的自律においても、人間性は、権利主体としての地位を放棄してはならないという義務を各人に課す。それゆえ人間性は、権利を付与される主体によって構成される法秩序の基礎をなしている、と本論文は論じる。

第4章は、政治的意志を表明する権利と機會が保障された状態を政治的自律と呼び、その意義を明らかにするとともに、その具体的構想と権利を実効的行使するために必要な社会政策について考察する。カントにおいて政治的自律は、道徳的自律と同様に自己立法を意味している。道徳的自律の場合、自らが立法した法に自分自身が従うことによって成立するのに対して、政治的自律は、各人の個別的な意志がそのまま各人の行為を拘束する法となるわけではない。政治的自律は、各人の個別的な意志が言論の自由によって他者の意志と比較検討され、さらに立法府をはじめとする国家機関を媒介として統合された意志へと転換することによって成立する。これが道徳的自律と政治的自律の違いである。

カントによれば政治的自律には、言論の自由行使し、権利主張を行うことが含まれる。カントは、法の正当性を立法者の思考実験によって検証可能な市民の同意可能性によって判定しようと述べている箇所もあるが、本論文では、法の正当性は市民の権利主張によって試されうると論じられる。言論の自由は、法の正当性についての判断を公開する権利であり、たとえ法が不当であると判断したとしても、それによって法への服従義務がなくなるわけではない。この問題は従来、抵抗権否認論として論じられてきたが、本論文はこの問題を言論の自由の保障をめぐる問題としてとらえなおす。言論の自由に法的効力が伴わないので、秩序維持のために言論の自由を無害化するためではなく、むしろ権力と言論を切り離すことによって言論の自由を保障するためである。

政治的自律のさらなる特徴として挙げられるのが、政治的自律を実効的なものとするための社会政策の必要性である。カントが国家権力によるパーターナリズムを否定したことを根拠に社会政策に批判的であったと論じられることもあるが、本論文は、政治的自律を保障するための社会政策が擁護されていると主張する。その手がかりになるのが受動市民という概念である。この概念は、カントが投票権を付与する条件として一定の財の所有を課していると理解してきた。しかし本論文は、受動市民という概念は、経済的な他者への依存が自らの政治的意志の表明を困難にするというカントの洞察にもとづいていると解釈する。本論文は、この解釈にもとづいて、各人の意志の表明が法の正当性の条件となる市民的体制においては、政治的意志の表明を可能にするための社会政策を国家が行う義務があると結論づける。

以上の四章をつうじて本論文は、カントの政治理論を人格内および人格間におけるコミュニケーションをつうじた行為規範(法規範)の正当化の探求として理解できるという解釈を提示する。

結論においては、本論文の議論の要約が示されるとともに、残された課題として、歴史哲学を中心に展開された進歩をめぐるカントの思想の検討、そして、コスモポリタニズムのもとでの政治的自律の意義の検討が挙げられる。

#### 4. 論文の特徴と評価

本論文は、十分なリサーチと明確な問題設定のもとで、カントの政治理論においてコミュニケーション(仮想的および現実的対話)が果たす重要な役割に光を当て、法規範の正当性がそうしたコミュニケーションに依存していることを示した、貴重な研究であると高く評価できる。本論文は、比較的コンパクトながらも、明晰で緻密な議論によってこの論証を行っており、文章にも破綻がない。

本論文の貢献としては以下の3点を挙げることができる。1つは、依然として研究が

進展しているとは言えないカントの政治理論研究に対する貢献である。カントの政治理論を分析した研究は少なく、しかも、よく知られたテーマである共和制や抵抗権否認論、コスモポリタニズムについての個々の解説やコメントリーにとどまっている。コミュニケーションによる法規範の正当化の探求という観点を明確に定めてカントの政治理論を検討した点に本論文の第1の意義がある。

第2に、本論文は、メイン・テーマを論じるなかで、立法理由の公開が法の正当性をめぐる市民の議論を引き起こすこと、受動市民の概念について新たな解釈を示し、政治的自律の実効的享受を可能にするものとして社会政策の意義をとらえたこと、自己尊重と自己評価の違いを明らかにしたこと、抵抗権否認の理由を言論の自由の保障と関係づけたことなどの諸点において、オリジナリティのある解釈を示しており、カント研究にも大きく寄与しうると評価できる。

第3に挙げられるのは、現代政治理論研究に対する貢献である。本論文はとくに現代の熟議デモクラシー論と親和性をもっているが、熟議デモクラシー論では、判断力(判断形成)というテーマが明示的に論じられことはほとんどなく、むしろ前提とされることが多い。意見とそれを正当化する理由の受容可能性の検討というテーマの重要性を指摘し、それを、熟議デモクラシー論の原典ともいるべきカントの著作に即して検討した点で、本論文は、現代政治理論の研究にも貢献しうるものである。

とはいっても、本論文の問題設定に照らして、残された課題および論文の構成や議論において不十分な点が見られないわけではない。まず前者について言えば、言論の自由の構想は、個々人の思考様式に変化をもたらし、政治体制を漸次的に変革するという二つの意味で進歩をめぐるカントの思想と分かちがたく結びついているが、本論文ではこの点についての検討が十分ではない。また、国家市民としての政治的自律は、世界市民としてのそれとどのような関係にあるかについても本論文では主題化されて論じられていない。

後者については、第3章の道徳的自律をめぐる議論が論文全体の構成という点から見てやや突出した観があること、第1章においてコミュニケーションの2つの次元を分節し、それぞれをめぐる論点を明示するという仕方で論文を再構成する余地があることが指摘できる。それ以外に、議論が詰められていない点として、審査委員から以下の点が指摘された(口頭試問の際、審査委員が示した議論が不十分な点および解釈が分かれる点についての指摘とそれに対する執筆者の応答を記す)。

#### (1)公開性は判断力とどのように関係しているのか?

カント自身は公開性と判断力の関係について明示的には語っていないが、本論文で

はオノラ・オニールの解釈にしたがって、次のような論理的つながりを想定した。カントが理性の私的使用に関して述べているように、同じような思考様式の者に対して自らの意見を公開したとしても、意見の妥当性は問われることがない。そのため、意見の妥当性は公開性によってのみ保証されるのではなく、受容可能性(判断形成過程において仮想的な他者にむけて正当化できるか)という意味での公開可能性を必要とする。公開性は公開可能性の検討を前提とするという点で、他者に受容可能な判断の形成と公開性は密接なつながりをもっている。

(2)構想力と判断力はカテゴリーが異なるため、同列に論じるには不適切なところがあるのでないか？

本論文は、感性と悟性を媒介する機能を担うという点で、構想力と判断力をほぼ同じ能力として論じたが、これらの能力はそれぞれ概念の分析論と原則の分析論という異なった箇所で扱われ、判断力は構想力とは異なり上級認識能力の一つとされており、この点を明確にするべきであった。

(3)定言命法の諸法式をより明確に区別して論じるべきではないか？

定言命法の基本法式——「自らの格率が普遍的法則となるべきことを自分でも意欲できるという以外の仕方で、私は決して振る舞うべきではない」——をカントは自然法則の法式や目的それ自体の法式として言い換えているが、本論文では基本法式を自然法則の法式、目的それ自体の方式を同一の水準で扱い、前二者と後者との区別に十分な注意を払わなかったため、これら諸法式の関係がたしかに不明確になっている。本論文には、定言命法が含む二つの要素、つまり普遍化による無矛盾の要請と目的それ自体の尊重の違いを強調するという意図があったため、定言命法の基本法式とその言い換えとしての諸法式の分類について不明確であった。

(4)受動市民に関しては異なった解釈が可能ではないか？またカントは所有の不平等についてどのように考えていたのか？

本論文は、所有と政治的自律の行使の間にあるつながりを重視したカントの洞察に意義を見いだし、こうした観点から受動市民を解釈している。それにしたがえば、受動市民は政治的自律を行使するのが難しい立場にあり、たとえ秘密投票が保証されたとしても、やはり言論の自由行使するのは困難である。そのため、投票と言論の自由からなる政治的自律を各人に保障しえていない現状を批判するために受動市民という概念をカントは用いたと本論文では解釈した。また、この解釈が正しいとすれば、カントが構想する社会保障政策は、あくまで政治的自律の行使を保障するために財の再分配を行うのであり、所有の平等化をはかることそれ自体が目的ではない。実際にカントは個人の能力と意志による境遇の差異はその当事者の自己責任とみなすこと

ができるとしており、財の再分配は政治的自律を行使するための最低限の保障を目的としていると考えることができる。

(5)趣味判断と政治的判断については、後者が強制力の行使の正当化に關係するだけに、両者の親和性のみならずその違いも重視すべきではないか？

趣味判断が妥当性をもつためには、他者の可能な立場を考慮に入れることによって、判断に混入している主觀的要素を除去することが求められる。そのため、判断を形成する際に援用することのできる理由に内容的な制約は存在しないといえる。それに対して、たとえばロールズは、基本的正義が問題となる熟議において援用可能な理由を公共的理由と呼び、これが正義の政治的構想によって与えられていると主張している。しかしながら個々の問題にかんして正義の政治的構想にもとづいて下される判断がつねに一致するとは限らず、むしろさまざまな解釈が提示されるはずである。そうした場合に、競合する複数の判断の優劣を判定しうるのは公開性による妥当性の吟味によるほかないように思われる。

(6)カントは、道徳的自律(人権原理)と政治的自律(人民主権原理)との間にありうる競合関係をどのようにとらえているのか？

道徳的自律の構想においては、すべての人間が目的それ自体として、他者の目的のための手段として扱われることが禁じられている。カントはこうした各人に備わる目的それ自体という特徴を人間性とも呼んでいる。人間性は、カントの政治的自律の根底にも位置している。各人は「人間性ゆえに」生得的な権利を有しており、そのため権利主体としての地位が各人に保障されているからである。ただし、人民主権の原理と生得的な権利が衝突する危険性についてカントは注意を払っていない。カントは実定法が個人の権利を侵害する可能性を否定してはいないが、それは君主による「考え方違」や「無知」にその原因があると考えている。こうした権利侵害に対する救済策としてカントが挙げるのが言論の自由であり、その意味で、言論の自由は、国家がそれを制約することのできない根本的権利という位置づけを与えられているといえる。

以上に記した課題や問題点は、執筆者自身もよく自覚しており、今後この研究を深めていくなかで十分に対応可能なものである。

## 5. 結論

カントの政治理論を明確な問題設定にもとづいて考察した本論文は、議論の緻密さ、独創性においてとくに優れており、その内容は政治思想史研究のみならず現代政治理論研究にとっても貢献するところが大きく、政治学の博士論文としての水準を十分に充た

していると判断できる。上で指摘した若干の問題点も本研究の価値を損なうものではない。よって、本論文は博士(政治学)の学位を授与するに値すると認められる。

齋藤純一 早稲田大学大学院政治学研究科教授

谷澤正嗣 早稲田大学大学院政治学研究科准教授

御子柴善之 早稲田大学大学院文学研究科教授